

愛知県以外での法定講習受講承認申請及び宅地建物取引士証交付申請についてのQ&A

1. どのような場合に愛知県以外での法定講習受講が認められますか。

愛知県以外にお住まいの方または愛知県以外でお勤めの方を対象としています。

2. 住民票の住所が愛知県以外でなければ愛知県以外での法定講習受講は認められませんか。

単身赴任などの理由により、住民票を愛知県内に残したまま、お住まいは愛知県以外であるという場合も対象としています。承認申請書に、居所を記入してください。

3. 愛知県以外で勤務していますが、勤務先は宅地建物取引業者でなければ愛知県以外での法定講習受講は認められませんか。

お勤め先が宅地建物取引業者でなくてもかまいません。

4. 愛知県以外での法定講習受講承認の申請はいつからできますか。

宅地建物取引士証の交付を受けたことがない方または交付を受けていたものの有効期限が切れている方は、いつでも申請できます。

現在有効な宅地建物取引士証の交付を受けている方は、有効期限の6か月前から申請することができます。

5. 申請からどのくらいの期間で承認されますか。窓口で申請すればすぐに承認書を交付してもらえますか。

申請書の到達から2週間程度で承認書を発送します。受講を予定する講習に空席があるかを事前に講習実施団体に確認したうえで、申込期限までの期間に余裕を持って申請してください。

窓口で申請された場合も、2週間程度で承認書を発送します。承認書の即日交付はできません。

6. 承認された後、いつまでに法定講習を受講しなければいけませんか。

承認書の有効期間は発行から6か月です。期間内に受講してください。

7. 申請書に記載した実施団体の法定講習を受講することができませんでした。別の団体の実施する講習を受講したい場合はもう一度承認申請をしなければいけませんか。

申請書と別の団体の法定講習を受講したい場合は、あらためて申請してください。

8. 講習を受講した後、いつまでに宅地建物取引士証の交付申請をしなければいけませんか。

宅地建物取引士証の交付を受けたことがない方または交付を受けていたものの有効期限が切れている方は、受講から6か月以内に交付申請をしてください。

現在有効な宅地建物取引士証の交付を受けている方は、有効期限内に交付申請をしてください。

9. 宅地建物取引士証の交付を申請してからどのくらいで宅地建物取引士証を受け取れますか。

(公社)愛知県宅地建物取引業協会に申請書が到達してから2週間程度で交付されます。

10. 愛知県以外での法定講習受講承認申請書に貼付する顔写真は、宅地建物取引士証の交付申請の際に提出するものと同じでなければいけませんか。

同じものでなくてかまいません。それぞれの申請時の6か月以内に撮影した顔写真を貼付してください。

11. 愛知県外で愛知県収入証紙を購入するにはどうすればいいですか。

(公社)愛知県宅地建物取引業協会にお問い合わせください。

電話052-524-5221

12. 新しい宅地建物取引士証を受領した後、古い宅地建物取引士証はどうすればいいですか。

(公社)愛知県宅地建物取引業協会あてに簡易書留またはレターパックで送付してください。

送付先 451-0031 愛知県名古屋市西区域西五丁目1番14号